

避難行動要支援者名簿の手引き

奈良市では、災害時に備えて、「避難行動要支援者」の方の情報を、自主防災組織や自治会などの地域の関係者で共有する取組を進めています。



令和 7 年 6 月
奈良市 福祉政策課

— はじめに —

東日本大震災の教訓

平成23年に発生した東日本大震災では、災害時の避難を支援するときの課題が明らかになりました。今後、40年以内に90%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震でも、大きな被害が予想されています。

そのため、東日本大震災の教訓を活かした防災対策が必要です。

『災害対策基本法の改正』

■東日本大震災被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割

■障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍

■消防職員、消防団員、民生委員・児童委員などの支援者も多数犠牲

東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成25年6月に、災害対策基本法の一部が改正され、

- ① 災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿作成が、市町村に義務付けられました。
- ② 避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援の関係者に提供されることになりました。

地域での取組が必要な理由

平成7年の阪神・淡路大震災の時には、自力で避難することができなかった方が、家族や近隣の住民の方によって助けられたことがわかっています。

『災害時にみんなで助かるためには、地域の力が必要です！』

■行政だけでできることには限界があります

災害が発生した時は、行政による救助等の支援が行われますが、行政も被災するため支援が届くまで一定の時間がかかってしまいます。

そのため、行政による「公助」だけでなく、自分の命を自分で守る「自助」、地域のつながりを活かした支え合いである「共助」が必要です。

■地域で協力して取り組むことが大切です

いざという時に助け合うためには、周囲にどのような方がいるのか地域の中でお互いに知っておくことが必要です。

日頃から挨拶や声かけをすることから始め、「顔の見える関係づくり」をしておくことが、災害時にも助け合える地域づくりにつながります。

1. 手引きの目的

この手引きは、要配慮者を地域の皆さまで支え合う体制をつくるため、自主防災防犯組織、自治会、民生委員・児童委員など、地域の避難支援等関係者の皆さまが取組を進めやすいよう、奈良市避難行動要支援者避難支援プランを簡単に整理したものです。地域の実情に合わせてご活用ください。

用語解説

- 【要配慮者】高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な方
- 【避難行動要支援者】要配慮者のうち自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方
- 【避難行動要支援者名簿】要支援者が一覧になっている名簿
- 【個別計画・支援プラン】要支援者ごとに作成する避難支援の計画
- 【避難支援等関係者】市関係部署、消防、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災防犯組織、民生委員・児童委員、地域支援者など

2. 避難行動要支援者名簿

地域には、介護が必要な方や障害のある方等、災害時に自分で避難することが困難な方がいます。このような、災害時の避難に支援を必要とする方をあらかじめ登録しておく名簿を「避難行動要支援者名簿」といいます。名簿の情報は、同意した方のみ、避難支援等関係者に提供します。提供された情報は、個別計画・支援プランの作成や日頃の見守り活動、避難訓練等、地域での災害に備えたさまざまな取組に活用され、災害発生時の救援・救助に役立ちます。

3. 避難行動要支援者の対象範囲

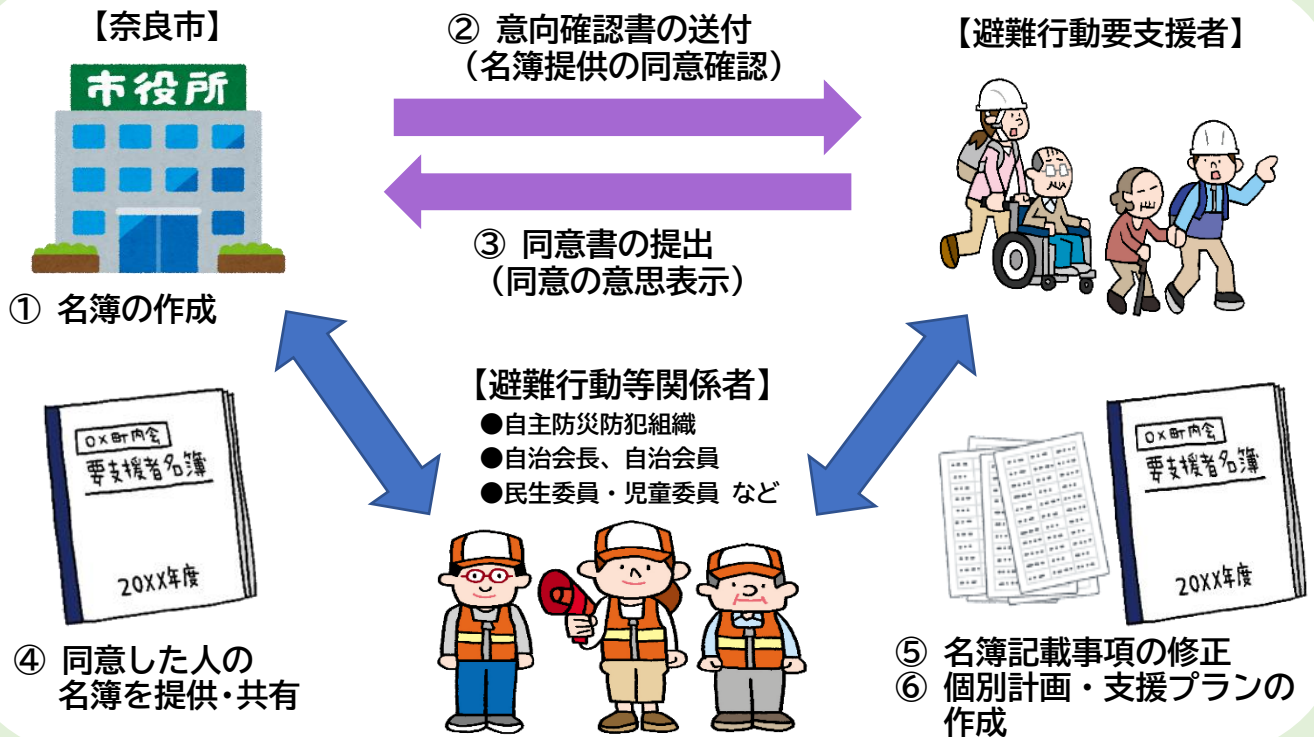
奈良市では、在宅で生活している方のうち、以下の要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に掲載することとしています。（入院・入所中の方は、名簿に掲載されません。）

- ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- ② 療育手帳A1・A2の交付を受けた方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を受けた方
- ④ 旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち、重症認定者かそれに相当する方
- ⑤ 要介護認定3以上の認定を受けた方
- ⑥ ①～⑤に該当せず、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と市長が認める方

名簿の記載事項

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所
- ⑤電話番号、その他の連絡先 ⑥避難支援を必要とする事由
- ⑦居住自治会名 ⑧避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無
- ⑨その他市長が必要と認める事項

4. 名簿の作成から活用までの流れ



①名簿の作成

要件に該当した要支援者の方の氏名や住所等を一覧にした名簿です。

②ご本人の意向確認

名簿の情報等を避難支援等関係者へ提供して構わないか、市からご本人へ意向確認を行います。

③同意書の提出

名簿の情報等を避難支援等関係者へ提供して構わないか、市へ意思表示を行います。

④避難行動支援等関係者への名簿の提供・共有

同意された方の名簿を、自主防災防犯組織や自治会長、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者にお渡しします。

⑤自宅訪問等による、避難行動要支援者名簿記載事項の修正、個別計画・支援プランの作成

地域の方が中心となって、ご本人の自宅を訪問し、名簿に記載されている事項に変更等を確認した場合は、奈良市へ報告します。また、希望される方には、共に支援プランを作成し、奈良市へコピーを提出します。

5. 名簿の提供先

【避難支援等関係者】

- ① 自主防災防犯組織
- ② 自治会
- ③ 民生委員・児童委員

情報提供先には災害対策基本法により秘密保持義務が課せられています。

また、情報の提供にあたっては、個人情報管理等について定めた協定を、市と締結しています。

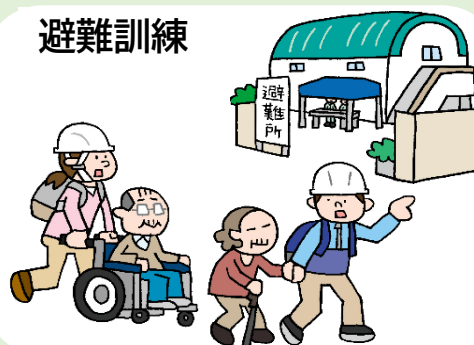
6. 名簿情報の地域での活用方法

※名簿に記載されている情報は避難支援の実施のほか、地域の避難支援体制の構築のためにも活用することができます。

日常の見守り



避難訓練



7. 個別計画・支援プラン(個別避難計画)

個別計画・支援プラン(国では、「個別避難計画」という。)とは、要支援者ごとに作成する避難支援の計画です。名簿の情報に加え、緊急時の連絡先、地域支援者、避難場所、避難方法などについて要支援者ごとに具体的に記載されたものです。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別計画・支援プランの作成が市町村の努力義務となりました。計画作成に取り組むことは、避難行動要支援者の命を守るだけでなく、計画づくりを通じて、地域のつながりの再構築や、平素から困っているときには助け合える地域共生社会づくりにつながっていきます。ご理解・ご協力をお願いします。

★個別計画・支援プランを作成するポイント★

①「地域の実情に合った計画づくり」

計画の作成方法は、一通りではありません。まずは、要支援者本人や家族に計画を作成してもらい、地域の取組のなかで内容を補完していく方法や、支援者が集まる会を利用した作成方法など、地域のなかで進めやすい方法を選んでください。

②「無理な計画作成はしない」

計画を作成するにあたっては、「支援者が決まらない」「避難のしかたが決まらない」など、壁にぶつかることもあります。そのようなときは、一旦対応を保留し、今できる方法で計画を進めてください。

③「避難の実効性を高める」

避難支援には、安否確認・移動支援・情報伝達などがあります。要支援者が必要としている避難支援を理解し、地域の災害リスクや避難先を知ることによって避難の実効性が高まります。

避難行動要支援者名簿に関する Q&A

Q1. 同意をしたら必ず助けてもらえますか？

災害の状況次第では避難支援にも限界があり、支援者自身の安全やその家族の安全が前提となるため、同意しても必ず支援されることが約束されるものではありません。

Q2. 意向確認書に「同意しない」とチェックをして市へ提出した方が、「同意する」に変更できますか？

市へ連絡のうえ、再度意向確認書を提出していただければ変更できます。福祉政策課までお問い合わせください。

Q3. 支援者になりました。責任や義務が発生しますか？

避難支援等は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神により行うものであり、災害時に避難支援等ができない場合において、法的な責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で避難支援等を行っていただくようお願いします。

Q4. 自治会長になり、自主防災防犯組織を通じて名簿の提供を受けました。この情報を自治会員に提供してもいいですか？

避難行動要支援者に対する支援活動のためであれば提供していただいてもかまいません。ただし、提供を受ける自治会員から避難行動要支援者名簿受領書(様式6)の提出と個人情報取扱特記事項(様式7)を守ってもらうことを説明していただくようお願いします。

Q5. 要支援者が居住しているマンションの管理人や利用している介護施設の職員、近所の住人に名簿の情報を提供してもいいですか？

個別計画・支援プランにおいて、避難支援者になっていただく場合を除き、名簿の情報をこれらの支援者でない人に知らせてはいけません。また、名簿を持ち出す際には、意図せず避難支援者でない人に知られることのないような配慮をお願いします。(例:名簿等をクリアファイルに入れて持ち出す際には、別の用紙を1枚はさみ、のぞき見されないようにするなど)

避難行動要支援者名簿に関する Q&A

Q6. 要支援者が居住しているマンションに訪問したのですが、マンションの管理人に頼んでも入れてもらえません。どうすればいいですか？

要支援者に電話連絡がとれた場合、要支援者から管理人に依頼していただくようお願いしてください。電話連絡がとれない場合などは、無理にマンション内に入っていないで必要はありません。ただし、要支援者が多数、居住されている場合などマンション内に立ち入る必要がある場合には、福祉政策課へご相談ください。

Q7. 手引きに記載されている平常時の地域の支援活動(個別計画・支援プランの作成や避難訓練など)について、すべての活動をしないといけないのですか？

名簿情報の提供を受けたからといって手引きにあるすべての活動をしていただかないといけないわけではありません。まずは、名簿情報の更新を行う、地域の避難訓練に要支援者の参加を促すなど、地域の実情に応じてできる範囲での要支援者の避難支援に関わる活動に名簿情報をご活用ください。

Q8. 個別計画・支援プランは、要支援者と直接会って作成しないとダメですか？

個別計画・支援プランの作成は、要支援者あるいはそのご家族と直接お会いしての作成をお願いします。ただし、作成後の内容修正については対面に限らず電話などの聞き取りでもかまいません。

Q9. 名簿の情報を支援関係者以外に漏れいさしてしまった場合、どのような罰則を受ける可能性がありますか？

自主防災防犯組織や自治会の構成員など、職務としてではなく善意に基づき避難支援等に携わる民間人については、名簿の情報等を漏れいさせた場合の罰則は設けられていません。ただし、故意や過失により名簿の情報等を漏れいした場合は、個人情報等を漏れいされた要支援者本人から民事上の損害賠償を請求される可能性があります。